

16 特許権侵害訴訟のパネルデータ分析 — 知財高裁法施行による侵害認定の変化に関する定量的分析 — (*)

特別研究員 柚木孝裕

特許制度は、各国における国内法(日本においては特許法)と国際条約である工業所有権の保護に関するパリ条約により、ほぼ世界全体において機能している。パリ条約4条の2に基づき、各国特許独立の原則がある。特許係争に関する経済分析においては、各国特許独立の原則が、各国の特許裁判における各種条件、特に日本と米国との間において裁判費用の開示面で異なるため、分析上配慮する必要がある。米国における特許係争に関し、特許係争を起こすインセンティブに着目した実証分析の先行研究として、Lanjouw and Lerner (2001)、Lanjouw and Schankerman (2001, 2004)がある。先行研究では、費用変数が事前に係争関係者にとり既知のものである。これは米国特許法の特許訴訟に関する手続きと照合すると整合性が保たれているが、日本への分析を試みる場合、そのままの適用が困難である。本論文では、平成16(2004)年改正特許法によって特許権侵害訴訟に関する裁判形態が大幅に変更された事に着目した。その期間における、特許権侵害訴訟の終局判決における裁判官の意思決定に着目し、定量分析を試みた。

I. 導入

特許制度は、国内的には特許法1条で「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」と明記されているように、研究開発と研究成果の普及とイノベーションの推進を目的としている。また、国際的に、特許制度は、各国の国内法(日本においては特許法)と国際条約である工業所有権の保護に関するパリ条約により、ほぼ世界全体において機能している。パリ条約4条の2に各国特許独立の原則が規定されている。具体的にこの研究に関わる部分は、各国での特許に関する紛争が及ぶ範囲が当該国内に限られるという点と、特許権の登録に関する特許係争に関する経済分析においては、各国特許独立の原則に基づき、各国の特許訴訟における各種条件が異なるため、分析上配慮する必要がある。米国の分析と比較するためには、訴訟費用に関し全ての費用に関する情報が提供される米国と類似した条件を設定する必要があるため、この研究では費用に関する客観的な算出基準に基づき設定する必要があった。この研究では、改善多項制等の昭和61年特許法改正 (Sakakibara and Branstetter (2001))、平成16年特許法改正、知的財産高等裁判所設置法に着目した。

米国特許制度における特許訴訟発生インセンティブ構造に関する代表的な先行研究として、Lanjouw and Lerner (2001)、Lanjouw and Schankerman (2001, 2004) がある。Scotchmer (2003, ch7, pp203-204)では、彼らの一連の研究に関しクロスセクション・データの実証分析結果に関する優れたサーベイを紹介している。また、Bessen and Meurer

(2005)では、特許侵害訴訟と訴訟費用に関する実証分析を行っている。以下に、これら一連の研究成果に関する主な結果を提示する。

- 1: 特許侵害訴訟を提起される確率において、小規模な特許権者に所有されている特許は、大規模な特許権者によって所有される特許より高い。そして、訴訟費用負担は、小規模な特許権者の方が比較的重い。
- 2: 特許侵害訴訟の対象特許は、平均より「請求項の数」、「前方引用件数」が多く、「後方引用件数」が少ない。
- 3: 特許侵害訴訟が増加した大部分は、業種別には、医薬、バイオテクノロジー、コンピューター、その他電子分野である。常に、特許侵害訴訟提起率が高く、全体の特許付与件数に対し割合が増加している分野で発生。
- 4: 業種間の訴訟負担の相違は、主に訴訟の発生割合の違いである。業種間においては、和解率や裁判結果に大きな差異が観測されなかった。

産業組織論の観点からは、特許権侵害訴訟は市場競争と紛争の一面を反映している。研究や製品市場で競争にさらされている企業、ベンチャーキャピタル、研究開発を担う個人は、しばしば互いの特許権を侵害し、ときには訴訟にまで至る。米国特許法の手続を例にとると、仮処分申請段階で、彼らは多額の費用を払い本訴に踏み切るか、仮処分段階における訴訟準備段階で和解に至るかを選択しなければならない。資産としての知的財産権の特性、知的財産権の権利者の特性、そして、産業構造を反映した、彼らのこうした法的紛争に関する意志決定の実証分析は、企業間の戦略的相互関係に対する優れた示唆をもたらす。

この研究の初期段階で、日本における特許侵害訴訟に関

(*) これは特許庁委託平成21年度産業財産権研究推進事業(平成21~23年度)報告書の要約である。

する、広範囲な統計分析を可能とするデータセットを構築した。USPTOのデータセットでは、我々は容易に多くの紛争事案と訴訟手続に関し、容易に抽出し実証分析が可能である。特に、米国の特許係争に関する情報は、米国特許法290条に基づき、特許侵害に対する事前警告・仮処分申請段階で裁判所から条件なしでの米国特許庁へ通知されるなど、分析に足る情報が豊富である。しかし、日本では実証分析に耐え得る特許紛争のデータベースが裁判所にない。この研究では、Goto and Motohashi (2007)のIIPパテントデータベースと、日本の裁判所が公開している特許侵害訴訟の終局判決に関するデータセットを結合させた。

一方、日本の現行法上及び運用上、研究目的に取得利用可能なデータには制限がある。特許侵害訴訟に関する裁判所から入手可能なマイクロデータは、特許法についての民事訴訟が終局判決を迎えるときのものしかない。一方、米国では、特許法290条で特許に関する全ての特許権に関する裁判資料が連邦裁判所及び州裁判所からUSPTOへ提供される。Lanjouw and Lerner (2001)、Lanjouw and Schankerman (2001, 2004) は、この中から、事前警告として行われた仮処分申請データを抽出した。日本には同様の法令及び手続がないため、一貫したデータセットとして整備されていない。それゆえ、米国での先行研究と同様の、訴訟提起の確率を測定することができない。そこで、この研究では、特許係争全体をゲームとしたときに、最終局面となる裁判所による終局判決に着目し、そこにおける特許侵害訴訟の勝敗要因に着目した。特に、Hylton (2006) による、非対称情報下での原告と被告とが異なる勝訴に対する選好と分散を持つ場合の、裁判に至る分布関数を適用させた。

この研究では、日本と米国の特許統計の違いから、米国における特許侵害の事前警告に関する実証研究であるLanjouw and Schankerman (2001, 2004) と比較するため、日本で入手可能なデータである特許侵害訴訟の確定判決に着目した。観測期間の昭和63(1988)年から平成22(2010)年までで、特許法は大きな改正を2度行った。この研究では、データセットを知財高裁導入前と導入後に分離し、平成16(2004)年特許法改正の影響を実証データから観測することを試みる。

II. 特許権侵害訴訟の概略

日本の特許侵害訴訟の仕組みは原則民事訴訟法により規定される。侵害訴訟の参加者は、1)特許権者、2)特許権者から訴えられた被疑侵害者である。それに、3)訴訟における裁判官、が独立したプレーヤーとして存在する。

時点0では、特許権者は自身の特許が侵害された事実を認識する。そして、事前警告、仮処分申請など本訴前に可

能な行動を被疑侵害者に対して実施する。被疑侵害者はその時点で和解を行うか拒否するかを選択する。和解を選択した場合、手続は終了する。拒否した場合、特許権者は裁判所へ提訴する。

時点1では、特許権者は、地方裁判所に、民事訴訟に関する申立手数料 C_L を払い訴訟を提起する。地方裁判所の裁判官は、和解を勧めるか判決を行うかを選択する。特許権者と被疑侵害者の両方が、和解を選択し、和解内容を了承した場合、手続は終了する。判決を選択した場合、特許権者と被疑侵害者は、判決を受諾するか、高等裁判所へ控訴するかを選択する。

時点2では、控訴を選択した特許権者と被疑侵害者の何れかが、民事訴訟に関する申立手数料 C_H を払い、訴訟を提起する。高等裁判所の裁判官は、和解を勧めるか判決を行うかを選択する。特許権者と被疑侵害者の両方が、和解を選択し、和解内容を了承した場合、手続は終了する。判決を選択した場合、特許権者と侵害者は、判決を受諾するか、最高裁判所へ上告するかを選択する。

時点3では、上告を選択した特許権者と被疑侵害者の何れかが、民事訴訟に関する申立手数料 C_S を払い、訴訟を提起する。最高裁判所の裁判官は、和解を勧めるか判決を行うかを選択する。何れが選択されても、この手続は終了する。

この分析では、高等裁判所、最高裁判所の判決による差異し判決を除外し、下級審から上級審へ審理が一方に進むとする。

III. 特許権侵害訴訟の経済モデル

仮定1:参加者が和解を選択した場合、前の判決が確定したものとす。

仮定2:各裁判所の裁判官は、観測可能な要素 X と、外部から観察されない各裁判官が持つ私的情報 ε の下では、同じ侵害認定に関する関数を持つ。

この二つの仮定の下、Hylton (2006)のモデルを用いて、原告、被告が非対称情報を持つことが多い特許侵害訴訟に関する推定モデルの構築を試みる。一般的に、特許侵害訴訟において原告である特許権者と被告である被疑侵害者は非対称情報を持っている。この研究では、非対称情報と、原告被告が勝訴に関する異なる選好と分散を持つこと、と設定した。

Hylton (2006)の設定と同様、以下のように訴訟モデルを設定する。

Ω_p, Ω_d は、原告(p)、被告(d)が終局判決に対して自身が訴訟するか、という選好を表す確率変数である。ここで、原告と被告は、訴訟を選ぶか、和解を選ぶかの二択となる。

\Pr_p, \Pr_d は原告被告双方が観測可能な要素である。 $\varepsilon_p, \varepsilon_d$ は互いに観測不能な私的情報であり、 J は判決によって提示される金銭価値である。Costは原告、被告の訴訟費用の総和である(後述の申立手数料は、この中で公開情報から算出された額である。)。原告被告が和解よりも訴訟を選ぶ条件は以下のように書くことができる。

$$\left(\Pr_p - \Pr_d\right)J > Cost \quad (10)$$

$$\Pr_p = E\left[\Pr_p \mid \Omega_p\right] + \varepsilon_p, E\left[\varepsilon_p \mid \Omega_p\right] = 0 \quad (11)$$

$$\Pr_d = E\left[\Pr_d \mid \Omega_d\right] + \varepsilon_d, E\left[\varepsilon_d \mid \Omega_d\right] = 0 \quad (12)$$

ここで、原告被告が異なる選好と非対称情報を持つとする。

$$\frac{df}{dv} = \phi \left(\frac{\frac{J}{C} - v}{\sqrt{\sigma_p^2 + \sigma_d^2 - 2\rho}} \right) \quad (21)$$

ここで、 ϕ は標準正規分布の確率分布関数である。原告と被告の確率分布関数の形状は、原告と被告が異なる選好と分散を持つ仮定から、形状が異なる。特に異なる分散の下では、特許係争において、互いが和解よりも訴訟を選択する可能性が高くなる。(Schankerman and Scotchmer 2001)。

推定すべき分布関数(21)が正規分布ゆえ、推定モデルとして多項プロビットモデルを選択する(Amemiya 1975)。

IV. 推定と考察

1. Data Description

今回の実証では、三つのデータセットから構築した。一つはGoto and Motohashi (2007)のIIPパテントデータベースであり、一つは特許公報であり、一つは裁判所が公開している特許侵害訴訟の終局判決である。観測期間は1988年5月22日から2010年12月31日である。

この期間の中で、2004年特許法改正、知財高裁設置法から2010年特許法改正を一つの観測期間として設定した。当該期間は平成17(2005)年4月21日から平成22(2010)年12月31日である。このデータセットには、特許権侵害訴訟で終局判決を迎えた特許が277件含まれている。この中で、147件は一番で確定、121件は二審で確定、9件は最高裁で確定した。

(1) 前方引用件数と後方引用件数

特許公報では、特許庁における審査過程で当該発明の新規性及び進歩性を判断するために引用された論文、特許、他の文献が掲載されている。Hall et al (2005)など、特許権と

経済活動に関する実証研究では、引用とイノベーションとの間に幾つかの関係性が示されている。

引用は、2種類の指標を持つ。一つは、後方引用で、特許公報や学術論文上で引用文献として掲載されているものである。特許公報では、過去の特許や学術論文が掲載されている。後方引用件数が確定するのは、特許が特許庁に登録された時点である。後方引用件数は、特許出願人が自ら記載するため、操作可能な変数である。もう一つは、前方引用(被引用)で、将来の特許公報で当該特許が引用されることである。このデータセットで前方引用件数が確定するのは、当該特許が権利期間を満了するか、特許侵害訴訟の確定判決によって特許権の権利期間が確定した時である。

後方引用件数は特許公報、前方引用件数はGoto and Motohashi (2007)のIIPパテントデータベースから作成した。

(2) 特許請求項

特許請求項(特許請求の範囲)は、特許が保護される技術的範囲を示した文章である。1988年改正以降、改善多項制により、多くの特許には複数の特許請求項が記載されている。実際の侵害訴訟では、請求の範囲と、その請求の範囲と被疑侵害物件(イ号)との関係に対する判断が示される。実証分析では、Lanjouw (1998)等が挙げられる。Lanjouw (1998)では、請求項と特許権の経済価値に対する関連性を支持する実証結果と、特許請求項数が前方引用と正の相関、特許請求項数と後方引用件数が負の相関を持つことが示された。特許請求項数のデータは、特許公報及びIIPパテントデータベースから引用している。

(3) 国際特許分類(International Patent Classification, IPC) ダミー

Lanjouw and Schankerman (2004)、Galasso and Schankerman (2010)に従い、国際特許分類(International Patent Classification, IPC)に従ってデータセット内の特許を四つの技術分類に分けた。

- 化学・生物：A01、A21~A24、A41~A47、A61K、B01~B09、B31、C01~C05、C07~C14、C12N15、C21~C30、D01~D07、D21
- 機械：A61~A63 (A61Kを除く)、B21~B23、B24~B30、B32、B41~B44、B60~B68、C06、E01~E06、E21、F01~F04、F15~F17、F21~F28、F41~F42
- 電子：G01~G08、G21
- 情報：G09~G12、H01~H05、B81~B82

これらのデータは、IIPパテントデータベースから引用している。

(4) 特許権者ダミー

Lanjouw and Schankerman (2001, 2004)と同様、このデータセットでは特許権者に対し3種類のグループ分けを行った。一つは日本国籍企業、一つは非日本国籍企業、もう一つは

個人である。

これらのデータは、IIPパテントデータベースから引用している。

(5) サブクラス数

Lanjouw and Schankerman (2001, 2004)と同様、このデータセットは、特許の技術範囲の指標の一つとして、特許技術がどのサブクラスに該当しているか、という点と該当サブクラスの種類数を設定した。

これらのデータは、特許公報から引用している。

(6) 訴訟費用(申立手数料)

今回、日本の裁判制度で公開対象となっていない費用の代理変数として、申立手数料を推計したものをを用いた。計算の論理は、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年四月六日法律第四十号)(以下、「民事費用法」という)3条及び4条そして別表1によった。この研究で行った推計に関するデータは、各特許権侵害訴訟に関する判決文に記載されている、特許権者からの申立内容に基づいた。具体的には、Kaplow and Shavell (1996)のproperty ruleとliability ruleに基

づき二つの設定を行った。侵害訴訟における損害賠償請求は、所有権ルールに基づく請求として、民訴費用法4条1項により算出し、特許法100条に基づく差止めは民訴費用法4条2項によった。侵害差止めのみの場合は、責任ルールに基づく請求とし、申立手数料は一定とした。侵害差止めのみの場合においては例外的に費用が一定となるものの、特許権者による事前想定 of 侵害額がこの申立手数料に反映するため、侵害規模の代理変数となると考えられる。また、一件の訴訟で複数の特許が対象になった場合、一特許当たりの費用は、各訴訟での申立手数料を均等に按分した。

このデータは、最高裁判所の判決文及びウェスト・ロー・ジャパン所収の判決文からのものである。

(7) 特許侵害訴訟の終局判決

日本の裁判所は三審制を採用しているため、原告、被告が下級審判決を受け入れるか、最高裁判所の判決又は判断が出るまでは、確定したものとしてデータ化することができない。そのため、このデータセット構築時には、侵害訴訟の判決の中で、確定判決のみを用いた。

Table 1 基本統計量 - 変数 2005-2010

変数	平均	標準偏差	最大値	最小値
前方引用件数	4.10	7.80	72	0
後方引用件数	4.78	4.99	40	0
特許請求項数	5.89	6.31	44	1
サブクラス数	2.58	1.80	12	1
特許審査期間(年)	14.65	5.47	28.28	2.21
申立手数料(円)	95,504.60	324,837.20	39955920	2413

Table 2 基本統計量 - ダミー変数 2005-2010

特許権者	特許数	業種分類	特許数
日本国籍企業	213	化学・生物・医薬	64
非日本国籍企業	26	機械	110
個人	34	電気	40
		情報工学	63

Table 3 基本統計量 - 確定判決 2005-2010

確定判決時の裁判所	判決特許数	うち原告勝訴	うち原告敗訴
地方裁判所	147	40(27.2%)	107(72.8%)
高等裁判所	121	31(25.6%)	90(74.4%)
最高裁判所	9	3(33.3%)	6(66.6%)

2. 変数と推定式

Lanjouw and Schankerman (2004)の設定と同様、この研究では、変数として、前方引用件数、後方引用件数、特許請求項数、訴訟費用、特許審査期間、サブクラス数、の6つを用いた。先行研究と異なるのは、訴訟費用、特許審査期間である。訴訟費用に関しては、日本では情報が開示されないため、全費用ではなく、観測可能な申立手数料に置き換えた。特許審査期間を変数に加えた理由が二つある。一つは、特許審査期間に関し、知財高裁設置法施行後、知財高裁、東京地裁、大阪地裁でコントロールされているため、有意な差が事前に見いだせない点である。二つ目は、現在のデータセットで時間に関するデータを日単位で計測可能なものが、特許存続期間と、特許審査期間であり、時間の定量的な影響を観測するためである。

後方引用件数、特許請求項数、特許審査期間、サブクラス数の四つは特許登録時点で確定している外生変数で、前方引用件数と申立手数料は、終局判決時点で確定する内生変数である。

P(侵害認定 | 終局判決)

＝前方引用件数＋前方引用件数(五件以下ダミー)
＋後方引用件数＋後方引用件数(化学生物系ダミー)＋
後方引用件数(機械系ダミー)
＋後方引用件数(電気系ダミー)
＋特許請求項数＋特許請求項数(六件以下ダミー)
＋サブクラス数＋サブクラス数(化学生物系ダミー)＋サブ
クラス数(機械系ダミー)
＋サブクラス数(電気系ダミー)
＋申立手数料
＋特許審査期間
＋定数項＋誤差項

誤差項は、平均0、分散 σ^2 の正規分布と仮定する。

3. 推定結果

推定結果は、大きく、「前方引用件数、特許請求項数」、「申立手数料、定数項」、「後方引用件数、サブクラス数」「特許審査期間」に分類できる。

前方引用件数、特許請求項数は、特定の値に関する閾値を示す結果となった。

前方引用件数では5件以下、請求項数は6件以下で負に有意な推定結果となった。この結果は、先行研究であるLanjouw and Schankerman (2001, 2004)と異なる。訴訟に関する事前確率を扱った先行研究では、前方引用件数が多い特許、請求項数が多い特許ほど、訴訟に遭遇する確率が高

い経済学的な価値がある特許であると推定された。しかし、この二つの説明変数に関しては、符号が逆となった。

前方引用件数が多い特許は、引用されやすい技術である。Hall, Jaffe and Ziedonis (2005) などの一連のcitationに関する研究成果より、技術そのものの先進性が、より技術的に先進性の強い特許と比較して弱いと考えることができる。また、特許請求項に関しては、特許侵害訴訟で侵害認定を受ける特許請求項は、特許公報に記載されている全ての特許請求項ではなく、特定の特許請求項に限られている場合も多い。そのため、前方引用件数、特許請求項数に関しては、閾値を超えたものに関しては、侵害の事後認定を受けるものとしてノイズになったものと思われる。

特許請求項数に関する推定結果は、六件以下ダミーに関して、Lanjouw and Schankerman (2001, 2004)と整合的な結果であった。引用が少ない特許ほど基礎技術に近く、法学の議論での「発明の本質的部分」と評価することができる。一方、7項目以上で推定が有意でなかったものは、侵害認定において、全ての特許請求項を判断しないためであるという解釈が可能である。特許出願時に、特許請求項の数を多くし、侵害認定時に該当する範囲を広くするという戦略が特許権者にあると想像できるが、裁判所が侵害認定を行う場合には、裁判官は、特許請求項のそれぞれが独立して同じ質ではなく、技術内容を精査していると判断できる。

訴訟費用に関しては、有意な結果が得られなかった。また、定数項に関しても有意な結果が得られなかった。

後方引用件数、サブクラス数に関しては、業種別に推定結果が異なった。

後方引用件数の推定結果に関しては、化学・生物系、機械系、電気系と、情報系で異なる符号となった。負の値で有意となった化学・生物系、機械系、電気系に関しては、Lanjouw and Schankerman (2001)の推定結果と整合性がとれる。一方、正の値で有意となり、先行研究と異なる結果となった情報系に対しては精査する必要がある。後方引用件数で正となるのは、特許公報に引用件数がより多く記載されている特許の方が、侵害であるとの認定がされやすいということである。出願人引用にせよ、審査官引用にせよ、特許公報に引用特許が多く記載されていると、自身の技術の先進性、新規性を狭めることとなる。技術範囲が狭いと思われる特許の侵害認定率が高いのは、情報系の技術の特徴と考える。特に、情報系の分野は他の分野よりも技術分野として新しく、技術範囲が全体的に曖昧で広い、と定結果から捉えることができる。

サブクラス数に関しては、化学・生物系、情報系と、機械系、電気系で異なる符号となった。IPCでのクラス分類でサブクラスの設定においては、従来の技術分野区分では定義できない技術内容が含まれる場合に新たにサブクラスが設定さ

れ、従来技術分野の範疇にある技術内容では、サブクラスは設定されず従来のサブクラス分類が割り振られる。サブクラス数が負に有意であった、化学・生物系と情報系は、従来技術の延長線上に特許技術が進歩している分野と解釈できる。また、機械系、電気系は、技術分野が拡散しながら特許技術が進歩している分野と解釈できる。

この両方を組み合わせると、以下のように分類できる。

- ・後方引用件数で負、サブクラス数で負となった化学・生物系
- ・後方引用件数で負、サブクラス数で正となった機械系、電気系
- ・後方引用件数で正、サブクラス数で負となった情報系

この分類は、研究開発に関する経済分析の結果と近いものである。垂直的な研究ラインの化学・生物系、複数技術の

組合せによる研究成果の製品化が行われる機械系、電気系、新規技術の定義が難しい情報系、と後方引用件数、サブクラスの推定結果から分類することができた。

特許審査期間は、負に有意であり、業種による差が認められなかった。特許審査に関する変数(出願書類の修正と訂正、無効審判、に関する有無、審査開始日、など)を変数として加えていないため、特許権侵害訴訟における侵害認定の有無と特許審査過程との関係が明確ではない。しかし、特許審査期間が強く負に有意というのは、よりスムーズに特許審査を受けた特許が侵害認定を受けやすいといえ、そのことから、より技術範囲に関し明確な特許が訴訟に強い特許と判断することができる。

Table 4 Estimation Result of 2005-2010

マクファーデンの決定係数=0.1245、対数尤度 = -141.91121 観測個数= 278

説明変数	推定値	標準偏差	Prob	説明変数	推定値	標準偏差	Prob
前方引用件数	▲0.0042	0.0098		特許審査期間	▲0.1156	0.0386	***
前方引用件数 (五件以下) ダミー	▲0.1448	0.1635	*	サブクラス数	▲0.2884	0.1110	***
特許請求項数	0.0051	0.0163		サブクラス数 (化学・生物)ダミー	▲0.1260	0.1203	***
特許請求項数 (六件以下) ダミー	▲0.1403	0.0540	***	サブクラス数 (機械)ダミー	0.3606	0.1121	***
後方引用件数	0.0989	0.4766	s ***	サブクラス数 (電気)ダミー	0.4147	0.1480	***
後方引用件数 (化学・生物)ダミー	▲0.1475	0.4830	**	申立手数料	▲0.0206	0.0146	
後方引用件数 (機械)ダミー	▲0.1512	0.1289	*	定数項	0.2476	0.2839	
後方引用件数 (電気)ダミー	▲0.1076	0.1597	*				

Prob: ***: <0.001 significance level, ** <0.05 significance level, * <0.1 significance level.

小数点第5位以下は切り捨て

V. 結論

この研究では、日本における特許権侵害訴訟のデータベースを作り、特許権侵害訴訟の実証分析を試みた。特許権に関する法と経済学分野を用いた実証分析は少なく、その中で離散選択分析を用いて、米国における特許権侵害の事前警告・仮処分の発生確率を取り扱ったLanjouw and Schankerman (2001, 2004)をベンチマークにした。彼らが特許権侵害訴訟の事前確率を取り扱ったのに対し、今回の分析においては、特許権侵害訴訟の結果、それも上級審のあ

る案件ではなく、確定判決を実証分析の対象として事後確率を取り扱った。

知財高裁導入前に関する、特許権侵害訴訟の終局判決を取り扱ったYuzuki(2010)では、先行研究と整合性の取れる推定結果となった一方、今回の推定では先行研究と異なる推定結果となった。ダミー変数に関しては、特許権登録者属性によるダミー変数が有意であった推定結果となったLanjouw and Schankerman(2001, 2004)、特許権登録者属性と特許技術分類属性をダミー変数として有意であったYuzuki(2009)と異なり、この研究では、特許技術分類属性を

ダミー変数として有意であった。知財高裁設立後では、特許権者の属性に依存しない結果であったため、特許権そのものに対する議論がなされていると判断できる。説明変数に関して、今回の推定では様々な新しい知見を得ることができた。後方引用件数、サブクラスに関する先行研究と整合性が取れた結果、前方引用件数、請求項数における件数での切断の存在、訴訟規模に侵害認定結果が左右されないこと、特許審査期間と侵害認定との強い負の関係は、この研究における成果といえる。日本の特許侵害訴訟は、米国における Lanjouw and Schankerman (2001, 2004)、Atkinson, Marco and Turner (2009)などと異なり、特許権者の属性、裁判所の属性による推定結果に差が出なかったことは、日本の特徴といえる。そして、知財高裁設置法施行後に関しては、切断ダミーが有意だという点が、知財高裁設置法施行前後と大きく異なる点といえる。

一方、先行研究との整合性がとれない部分に関する点、そして特許侵害訴訟に関する事前確率と事後確率に関するより詳細な議論が、まだ残されている。特に、事前確率を日本で扱うには公開情報が乏しく現実的ではないため、無効審判と特許侵害訴訟を構造モデル化した分析が必要となる。そして、Galasso and Schankerman (2010)での訴訟期間に関する推定は日本でも可能であることが判明したため、訴訟期間を変数として取り扱うことも可能であると考えられる。

特許権の経済分析はこれまで、イノベーションの成果としての実証分析が主であり、侵害訴訟に関しては、民事訴訟に関する理論モデルの拡張で止まっていた。この研究により一定の推定結果を示すことができた上、若干ながらも政策による推定結果の差を見いだせたことは、大きな成果であると考えられる。